

中央鉱山保安協議会会長の互選について

当協議会会長の任期が満了したことから、鉱山保安法第56条第1項に基づき、学識経験を有する委員の中から会長を互選する。

【参考】

○鉱山保安法（抜粋）

第五十六条 中央鉱山保安協議会及び地方鉱山保安協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。